令和７年度

伊達市まちづくり活動助成金交付事業

ちょこまち応援金 対象事業募集

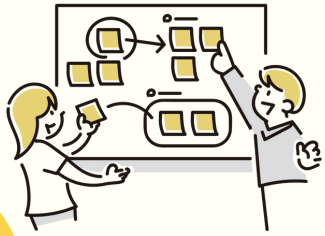

＼みんなで／

ちょこっと 取り組む
まちづくり を応援します

応援メニュー

助成金額 5万円以内

※助成対象期間：助成決定日～令和８年２月末

申請期間 5/15（木）～

審査方法 書類審査（随時）

こちらから▶ 詳細は

問合せ先　伊達市企画課企画調整係　電話：0142-82-3114（直通）

事業の目的

地域で見つけた課題解決やまちの魅力をもっと広げるために新たに実施される、
市民主体のまちづくり活動を支援し、伊達市がさらに活性化することを目的としています。

助成の内容

対象となる団体	■メンバーが３人以上いること ■メンバーの過半数が伊達市民であること
対象となる活動	■市内で行われる活動であること ■市民が主体となって実施するものであること ■公共性・継続性がある活動であること
助成金額・回数	５万円以内 ※同一の活動に対する助成金については、初回申請から連続する３年度を限度とし３回まで申請可
審査方法	書類審査（随時）

助成スケジュール

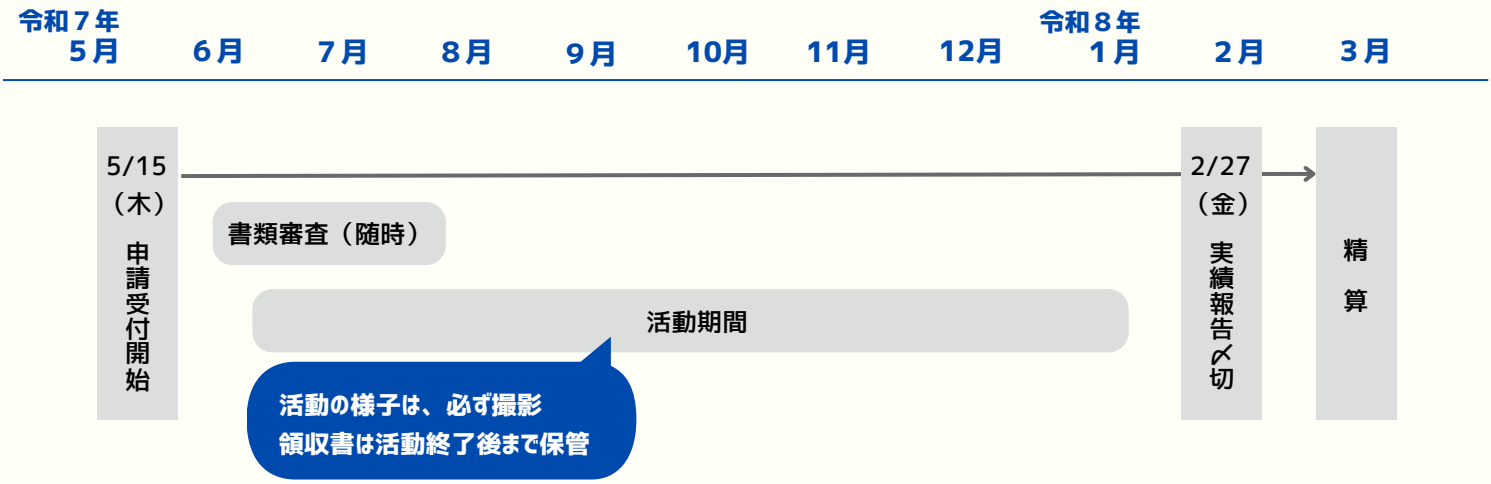

申請団体の作業・手続きなど

■申請書・企画シートの提出

メンバーで話しあった内容を企画シートにまとめ、申請を行ってください。
提出された順に、市で審査を行い助成の可否を決定します。
決定団体には、通知でお知らせします。

■活動の実施

助成決定日以降の活動に限り助成対象となります。
実績報告時に必要となるため、活動時の様子がわかる写真を撮影してください。

■実績報告書・報告シートの提出

活動が終了したら、期限までに報告書を市に提出してください。
支出内容についても、検査をしますので、領収書等をあわせて提出してください。

■助成金の交付

実績報告書等の確認が終わり次第、指定の口座に助成金を振り込みます。

審査のポイント

まちの
まちの良いところを伸ばす、
課題解決につながる活動

なかまと
地域の人や仲間と
協力して取り組める活動

ちょこっと
無理のない内容・規模で
今後も継続できる

やさしく
自分だけでなくみんなの
気持ちも大切に

つながる
いろんな人が活動に
参加できる

事業の一例

※ちょこまちで取り組まれたプロジェクトを紹介しています。

伊達かるたをリメイクし、魅力を発信

過去に市内の学校等へ配布された「伊達かるた」のリメイクを提案！
写真版の伊達かるたを作成するため、読み札にあう写真をSNSで募集しました。
完成したかるたは一覧にし、ランチョンマットとして市内飲食店で使用されました！

既にまちで取り組まれた内容を、予算０円でブラッシュアップしました！
遊ぶだけでなく、ランチョンマットにすることで市外の方にも取り組みを
知ってもらうことができました。

地域食堂の方とコラボし、伊達野菜PR

市内で活動されている地域食堂とコラボし、伊達野菜のPRを行いました。
イベント当日は、メニューに使われている伊達野菜の紹介パンフレットを作成し
配布したほか、運営スタッフとして協力しました。
活動中に作成したパンフレットは、終了後も市内の道の駅に置いて頂き、
たくさんの見て頂くことができました。

メンバーが３人しかいませんでしたが、既に活動している方とコラボすることで
活動の幅を広げることができました。
普段市内で行われている取り組みも知ることができ、とても勉強になりました！

助成対象経費

項目	対象となる経費の例
会場使用料・借上料	■打合せ・イベント等に必要な会場および機材の使用料 ■物品の運搬に用いるレンタカー使用料
印刷製本費	■チラシ・パンフレット等の広報物印刷費 ■報告書等、活動の成果物に係る印刷費、打合せ資料の印刷費
消耗品費　**※備品を除く**	■活動に必要な資材、原材料、文房具等の購入費
講師等謝礼	■講演・勉強会等の外部講師ほか専門家の援助に対する謝礼
交通費 **※１日あたり、１人5,000円が上限**	■団体構成メンバーのイベント運営や調査活動等、 企画の実施に伴う交通費（電車、バス、駐車場使用料等） ■講師等との打合せに伴う交通費
郵便料・通信料・保険料	■切手、はがき、宅配便代等 ■オンラインツールのアプリ・ライセンス費用 ■イベント実施に伴う保険料
委託料	■外部に製作を依頼した際にかかった費用 （チラシ・パンフレット・HP等のデザイン及び物品等の製作）

こんなときは？

Q　市内の公共施設で打ち合わせ・イベント等を実施する場合、利用料は減免されますか？

A　利用料は減免されません。利用時にかかった費用は、助成金の交付対象経費となりますので、対象経費として計上し申請を行ってください。
減免団体として登録されている場合は、減免後の金額で申請を行ってください。

Q　イベント開催時に参加者から参加費を徴収する場合、どのように申請したらよいですか？

A　ワークショップ等を実施した際に、参加費（原材料費）を徴収した場合は、実際にかかった経費から参加費を差し引いた金額で申請を行ってください。

例）参加者20名より300円を徴収した場合
対象経費　55,000円－参加費　6,000円　＝49,000円（申請額）